

第3検討部会 会議録

会議の名称	第15回 第3検討部会
開催日時	平成20年3月21日(金)午後18時30分から20時50分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長)佐藤副委員長 (委員)増田委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、伊田(清)委員、鈴木委員、森委員
会議内容	・川口市の行政評価について ・運営調整部会検討事項について
会議資料	・タイムテーブル ・川口市の行政評価の現状説明資料 ・運営調整部会宿題に関する資料
発言内容	<p>1. 川口市の行政評価の現状について (行政経営推進室長より説明)</p> <p>(討議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の基準となる指標というものはあるのか。 分野に応じて目的が異なるため、個別に指標が設定されている。「第3次川口市総合計画改訂基本計画における目標指標」を活用している。数字で目標が設定できない施策もあるため、担当部局は悩みながら設定しているのが現状である。 ・「できなかった」「成果が上がらなかった」施策や事業に関して何が原因であったのかを検証しているのか。 評価を実施する段階で各部局、各担当で要因を検討している。 ・評価結果の活用方法はどのようなものがあるのか。また、活用方法の中に、予算要求や査定に反映とあるがこの「査定」とはどのような意味なのか。 評価結果は、次年度の重点施策や方針の策定に直接反映、事務事業の見直しに直接反映、総合計画等の進行管理に活用している。また、「査定」とは、予算の査定を意味している。予算査定の際に、客観的な情報として行政評価結果を踏まえている。 ・行政評価を実施する際に、根拠法令があった方がよいと考えるか。 条例にまでしなくてもよいのではないかと考えている。既に行政改革の取組の一環として実施しているため、特に条例化しなくても仕組みとして回っていくのではないかと考えられる。 ・部会としては、行政評価の客観性、科学性を高めたいと考えている。

- ・誰が担当者であっても持続的に実施されることを担保するためには、条例として仕組み化すべきではないかと考える。
- ・行政評価を条例に盛り込むのと盛り込まないのでは、どのような違いがあるのか。
 基本的に条例ができたからといって何かが大きく瞬時に変わるということはない。基本的に成果が出るかどうかは行政の運用にかかっている。その運用がうまく実施されているかをチェックする権利が条例で担保されることになる。
- ・情報公開条例のように、個別条例として定める場合と自治基本条例に盛り込むのではどのような違いがあるのか。
 自治基本条例に記載するとすれば、抽象的な内容とならざるを得ない。個別条例であれば具体的な内容を規定することが出来る。
- ・自治基本条例という観点では、第三者評価（外部評価）や議会への報告に関する規定を盛り込むべきではないか。
- ・職員の自主的な取組にしていくことが求められる。やらされ感ではなく、やる気がある職員が動きやすい仕組にすべきではないか。条例においても、やる気がある職員が動きやすくなるような内容とすべきではないか。
 担当者にとって、実際は、評価することが大変な労力となっている。職員のやる気を高め、負担を減らす仕組が求められる。
- ・行政評価は、評価シートに記入するのが各担当であり、担当以外は事業に関する情報を持っていない。本来は行政評価結果を組織内で議論・検討し合うことが求められるが十分でないのが現状である。各担当としては、シートを埋めるのが仕事になってしまっている。重要な事業に絞込み、密な議論をした上で評価する必要があるのではないか。
- ・自己点検等の内部評価が中心であると見受けられるが、市民の視点を生かすという観点からは、その目的に対応できてないのではないか。
- ・川口市は平成 18 年に本格導入しているが、導入したばかりでありまだ発展途上である。今後新しい視点を盛り込んで拡充していくことが望まれる。
- ・評価シートは 1 事業につき 4 枚となっている。公開したとしても読み込めないだろう。簡略化するなり重要なものに絞り込むことが求められる。
- ・そもそも総合計画の目標設定そのものを具体的かつ定量的にしておくと評価しやすいであろう。
- ・庁内で行政評価（内部評価）をやる意味は少ないと考えられる。外部の視点が求められる。外部評価を導入すれば、より一層効果が期待できるのではないか。

2．運営調整部会検討事項について

1) スケジュール案について

職員対話について

- ・職員が受け入れやすいものにしていくためには意見を聞く必要があるのではないか。職員に対する周知ではなく、協働で作るというコンセプトが重要である。
- ・職員対話のタイミングとしては、条例の項目抽出が出来た段階がよいのではないか。具体的には素々案確定後がよいのではないか。
- ・実際の対話の方法はPIと同じ検討事項として、庁内インボルブメントとして捉えるべきではないか。

市長対話について

- ・運営調整部会又は全体会に参加してもらうのがよいのではないか。
- ・タイミングとしては、素々案確定のための第5回全体会がよいのではないか。又はそれ以降の早い時期に何らかの形で意見交換の場が求められる。

パブリックコメントのタイミングについて

- ・10月に実施して12月に答申をするというのでは、パブコメの意見を反映できないのではないか。
- ・ただ、パブコメ以外の市民意見収集の仕組みとして専門的な組織を設置することが検討されている。

結論

- ・全体スケジュールは事務局案でよいと考える。

2) 条例のスタイル、素々案の作成について

条例のスタイルについて

- ・条例項目別に、理念型と手続き型を柔軟に使い分けることにしたい。

素々案の作成について

(作成主体)

- ・各部会が作成主体となるのは部会ごとの統制がとれないため、困難であろう。運営調整部会についても情報共有が時間的にも限界であるため、困難であると考えられる。
- ・起草専門部会を設置するにしてもメンバー構成が問題になる。
- ・事務局が全体の傾向と客観性を踏まえて作成するのが一番よいのではないか。部会は事務局たたき台に対して意見出しをする時間を重視したい。部会が意思を持つ主体であることは明確にしておく必要がある。

(作成工程)

- ・事務局が作成したものに対して、各部会に戻して意見を抽出し、運営調

	<p>整部会で調整・確認すればよい。</p> <p>(素々案のスタイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文までいかないまでも、項目(+方向性の解説)までを示したい。 <p>3) 専門的な組織について</p> <p>設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・PIは、市民に対して報告するために、客観性が重要である。そのため、一概に専門的な組織を設置すべきとはいえない。 ・設置するとすれば、客観性を保てる立場の委員(委員長等)、事務局、NRIの三者は含めるべきである。特定の主義主張に偏るメンバー構成ではいけない。 <p>設置する組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・PIは設置すべきである。 ・広報・PIの対象は市民だけでなく職員も含めて考える必要がある。 <p>設置のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素々案確定後。 <p>組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員+事務局+NRIの三者体制が求められる。 ・役割としては、基本的に企画と実施を全て担うこととする。活動の報告やチェックは運営調整部会で行う。 <p>参加主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営調整部会とは別に設置する必要がある。 ・NRI等の外部コンサルのノウハウを活用するために、メンバーとして参加すべきである。
次回以降日程	<p>第16回 4月4日(金) 18:30~20:30</p> <p>第17回 4月25日(金) 18:30~20:30</p>